

有機 J A S 認証拡大支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和 2 年 4 月 2 2 日付け 産支第 2 6 号

改 正 令和 3 年 5 月 1 0 日付け 産支第 1 0 4 号

(趣旨)

第 1 島根県は全国的にも有機農業の取り組みが進んでおり、特徴ある農業の取り組みとして、一層の生産拡大を図ることとしているが、県内の有機農業者は一部を除き、その多くの生産規模が小さく、販路確保等に苦慮している等の課題もある。

このような状況に対応するため、有機農産物としての表示が可能となる有機 J A S 認証の取得を促進し、生産拡大に向けた取り組みを支援することにより、県内の生産者が安心して有機農業に取り組める体制を整え、県内有機農業の一層の拡大を実現するために必要な経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、その交付については、補助金等交付規則(昭和 3 2 年島根県規則第 3 2 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業の対象及び補助率等)

第 2 補助金の事業区分、事業内容及び対象経費、事業実施主体及び補助率、補助対象事業費は、別表に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
ただし、別表の事業区分 1 の(1)の事業のうち、補助率が定額のものを除く。

(補助金の交付申請)

第 3 市町村長又は事業実施主体(以下「市町村長等」という。)が、規則第 4 条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第 1 号および別記の取り扱いに定められた申請書を知事に提出しなければならない。

なお、交付申請書に添付すべき書類及び提出の期日は、別に定めるものとする。

- 2 市町村長等は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第 4 市町村長等が、規則第 9 条第 1 項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第 3 号及び別記の取り扱いに定められた変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受けるものとする。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の補助金を増額する場合又は 2 0 パーセントを超えて減額する場合
- (4) 事業内容の主要な部分に関する変更

(5) その他知事が必要と認める場合

- 2 市町村長等が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様式第8号による報告書を提出しなければならない。

(概算払請求)

- 第5 補助金は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払をすることができる。
- 2 市町村長等が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第4号による請求書を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

- 第6 市町村長等は、事業が完了したときは様式第5号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

- 第7 市町村長等が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第6号および別記によるものとし、提出の時期は補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日までのいずれか早い日とする。
- 2 市町村長等は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(書類の提出)

- 第8 その他知事に提出する書類は、別記の取り扱いによるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第9 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、歩行型水田除草機とする。
- 2 規則第13条第2項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

- 第10 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。
- 2 市町村長等は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号による報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

- 第11 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しな

なければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第9号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（その他）

第12 この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、原則として別紙「実施基準」によるものとし、それ以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年5月10日から施行する。